

特殊詐欺警戒警報の発令！

県内では、10月3日以降、年金事務所や金融機関をかたる還付金詐欺の被害が複数発生しており、島根県警から『特殊詐欺警戒警報』が発令されました。

発令期間は

10月5日から10月11日まで
の1週間です。

【特殊詐欺対策】

- ATMで還付金はもらえません！
- ATMで通話している人を見かければ声かけを！
- 不審な電話があれば、警察等に相談してください！
- 「非通知」「050」「表示圏外」「+から始まる国際電話」には出ない！

不審な電話等については、まずは最寄りの警察署や消費生活センターにご相談ください！

